

## 立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例施行規則（平成26年富山県規則第52号）

（趣旨）

第1条 この規則は、立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例（平成26年富山県条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（身分証明書）

第2条 条例第6条第2項の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

（公表の方法）

第3条 条例第8条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について、富山県報への登載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（意見陳述の機会の付与の方式）

第4条 条例第8条第2項の規定による意見を述べる機会の付与（第3項において「意見陳述の機会の付与」という。）は、知事が口頭であることを認めたときを除き、陳述書の提出によるものとする。

2 意見を述べるときは、証拠書類等を提出することができる。

3 知事は、勧告を受けた者に対し意見陳述の機会の付与を行うときは、陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、当該勧告を受けた者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される公表の内容及び根拠となる条例の条項
- (2) 公表の原因となる事実
- (3) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

4 知事は、前項の通知を受けた者又はその代理人が正当な理由なく陳述書の提出

期限内に陳述書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第8条第1項の規定による公表をすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

（用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。）

（表）

		第 号
写真	身分証明書	
	所属	
	職名	
	氏名	
上記の者は、立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例第6条第1項の規定による立入調査をする職員であることを証明する。		
年 月 日		
有効期間	年 月 日から	年 月 日まで
富山県知事		印

（裏）

立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例（抜粋）  
（報告徴収及び立入調査）

第6条 知事は、第3条から前条までの規定の施行に必要な限度において、バス事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、バスに立ち入り、道路運送車両法による自動車検査証その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。